

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

タイトル	気候変動対策手法 (JI, GIS, EU ETS) 活用の中東欧の可能性の開発 Developing Central and Eastern Europe's Potential to Use Climate Change Instruments: JI, GIS, EU ETS
主催	ブルガリア
日時	2005年5月25日(水) 13:00~15:00
主要討論者	発表・討論者: ブルガリア、ルーマニア、欧州委員会
傍聴者	約20名
目的	中央・東ヨーロッパ諸国は、京都メカニズムの調整に挑戦している。COP/MOP1で決定する共同実施 (JI) に関するルール、JIのトラック1及びトラック2の補完、EU ETSとグリーン投資スキーム、制度的な挑戦、及び投資と排出量削減の可能性などの問題を検討する。
発表の概要	<p>&lt;ルーマニアにおける柔軟性メカニズムとEU ETSの実施&gt; ルーマニア環境水管理省 Vlad Trusca 氏</p> <p>ルーマニアは、附属書I国の中で最初に京都議定書を批准した国である。京都議定書に定められるルーマニアの温室効果ガス (GHG) 排出量削減義務は - 8% (基準年 1989年) である。2007年にEUに加盟することになっている。ルーマニアの国内制度は、環境水管理省が UNFCCC 担当省であり、ほかにも GHG インベントリーや EU ETS、共同実施を担当する諸機関がある。また、1997年には、国家気候変動委員会 (NCCC) が省間諮問機関として設置された。</p> <p>ルーマニアの GHG 排出量は、1989年に CO2 換算約 25 万 Gt であったのが、1991年には CO2 換算 16 万 Gt にまで減少し、その後若干の増減を経て 2000 年以降は増加傾向にあり、2003年には CO2 換算 12.6 万 Gt となっている。</p> <p>JI による国際協力については、1999年にスイスと MOU を結んだのを皮切りに、オランダ、ノルウェー、オーストリア、デンマーク、スウェーデン、フランスとそれぞれ MOU を締結し、2003年には世界銀行の炭素基金 (プロトタイプ) とホスト国協定を結んだ。</p> <p>ルーマニアにおける JI プロジェクトは、現在まで 12 に上り、エネルギー効率関連が 6 件、再生可能エネルギー関連が 4 件、吸収源関連及び廃棄物管理関連がそれぞれ 1 件の構成となっている。ERUPT (筆者注: EU の公的な ERU 買い取り制度) に基づくものが 4 件、スイス・デンマークとの MOU に基づくものがそれぞれ 2 件ある。ルーマニアの JI 及び CDM のプロジェクト優先分野は、エネルギー効率、地域暖房システムの改良、コージェネレーション施設の導入、都市廃棄物埋立地からのメタン回収、エネルギー創出施設における燃料転換、水力・地熱・風力・太陽・バイオマスによるエネルギー創出施設の建設、農業の GHG 排出量削減、及び植林・再植林である。また、ルーマニアは、JI についてはトラック1の基準を満たしており、国別登録簿も作成している。</p> <p>グリーン投資スキーム (GIS) については、国際排出量取引を通じて AAU を売却する環境利益を確保するための選択肢の一つであり、二国間協定に基づいて適用する。「グリーン」をどのように定義づけるかが重要であり、それに基づけば、活動及びプロジェクトの要件に柔軟性をを持たせられる。本年中に気候変動に関する国家行動計画 (NAPCC) で GIS への取組枠組を定める予定である。また、EU ETS への参加準備を進めており、2006年中ごろまでに第1次と第2次の国</p>

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

別配分計画 (NAP) を作成する予定である。また、モニタリングシステムの導入と排出量レジストリーの設定も作業中である。

将来の活動としては、気候変動のための国家戦略及び気候変動に関する国家行動計画を策定し、制度的能力の向上、JIトラック1方法論とEU ETSのNAPの準備、GISの開発、日本・カナダ・イタリアとのJI及びGISに関する新たな協力関係の構築を行う。

< 多すぎるメカニズム、少なすぎる制度：経済移行国の挑戦と機会 >

Climate Focus Charlotte Streck 氏

Climate Focus は、JI・CDM プロジェクト参加者及びホスト国の支援を目的とする気候関連コンサルタントとして、最近設立された機関である。ERUPT 及び世界銀行での経験があり、それが信頼性の証明となっている。

経済移行諸国 (EITs) には、割当量単位 (AAU) が過剰に余っているのが現状である。例えば、ロシアの余剰分は年間で CO2 換算 580 ~ 876Mt、総計 CO2 換算 2900 ~ 4380Mt、ルーマニアは年間 81 ~ 97Mt、総計 407 ~ 486Mt、ブルガリアが年間 57 ~ 64Mt、総計 286 ~ 322Mt であり、EITs 全体では年間 CO2 換算 1230 ~ 1651Mt、総計 CO2 換算 6160 ~ 8265Mt となっている。

また、EITs が活用できる気候変動対策メカニズムも、JI、国際排出量取引、EU ETS、GIS など多くのメカニズムが氾濫している。

JIのトラック2は、自主参加型プロジェクトの方式で行われるものであるが、ルールはまだ確定していない (CDM と同様のものになるかもしれない)。独立第三者機関による有効化と認証が必要となることが予想されるが、民間企業・団体や外国政府にとっては魅力的なオプションとなるであろう。JIで獲得したERUはEU ETSで取引できる。また、AAU移転と組み合わせて早期クレジットを発行することもしばしば行われ得る。JIトラック1の方も、自主参加型プロジェクト方式である点はトラック2と何ら変わらないが、条件基準を満たす必要はない。ルールはまだ確定していないが、ホスト国が定義することとなるであろう。有効化と認証はホスト国が行い、プログラム型または分野別アプローチという柔軟な方法も採り得る。買い手優位の複合システムの危険性が付きまとう点には注意が必要である。これで獲得したERUもEU ETSで取引できる。

EU ETSは、エネルギー集約産業を対象とした、厳格なルールの下で執り行われる義務的参加のシステムである。取引対象となる割当量の価格は高額である。また、能力開発・知識構築を補助する。余剰割当量を分配するメカニズムではないので、国家を支援するという性質のものではない。

国際排出量取引は、京都議定書ではその基礎原理のみを定めているだけであるので、正確な定義づけがなされているわけではない。また環境利益のために行われるものでもない。柔軟性が大きいのが、現在でも政治的に受け入れられている割合は極めて低い。排出量取引システムには、各国の政治的な合意が大前提である。

AAUを活用するGISについては、多くの曖昧な点が存在する。買い手は新たに定義するJIとするべきだと主張したり、AAUスワップのための借り入れで対処することを望んだり、保証銀行は移転のみを管理し、資金投機を行うと主張したり、売り手は完全な柔軟性のある制度を望み、一般会計から支出するべきと主

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

張している。様々な異なるアプローチをどのように統合するかが、問題である。

EITs にとっての解決すべき課題は、能力と利用可能資金が限られていること、UNFCCC の会議に参加させられる代表団員数が 1~3 名程度しか派遣できないこと、予備の能力・余地・要員が無いこと、国内の知見が低いことと誤解が大きいこと、である。しかし、同時に大きな可能性も秘めているのも事実である。

AAU の潜在的な価値は、まず日本やカナダ、西欧諸国が京都議定書を遵守するためのホットエアーの獲得を狙っていることに起因する。ホットエアーとしての需要量は CO2 換算 15~32 億 t と試算される。しかし供給量は CO2 換算 62~82 億 t と予想され、需要を大幅に上回っている（ただし、その初期割当量を保持しておく意義はある）。したがって、価格予想は不確実である（5~10 ユーロの範囲内であろうか？）。仮に CO2 換算 25 億 t が売買されたとすると、125~250 億ユーロが売買代金となるが、投機資金としてその 3~5 倍のお金が EITs にもたらされるかもしれない。

EITs にとっての可能性やチャンスとしては、すべてのメカニズムと柔軟性を活用し、資金を最大化するようなスマートな管理を行い、国内能力強化のために GIS の下での事前支払を交渉するなど、である。様々な買い手や関係者は国家利益の最大化に資するものとなり得る存在である。このチャンスをものにするためには、AAU 管理システムを構築する必要がある。

様々なメカニズムやアプローチを統合する方法として、上述のような全体的な AAU 管理システムを構築することである。GIS は AAU 管理システムとして構築され得るものであり、会計と管理、排出量と財産・責任、すべてのメカニズムを調整するという機能を果たすことが期待されるシステムとすることができるであろう。

EITs の有利な点は、調整機能を有する管理システムを一つ構築し、様々なメカニズム間での相互補完の利益を享受できる点である。“ソフト”グリーン資金を制度的能力の構築に活用し、国家利益と気候の双方に益となるメカニズムを調整的に利用することができるのも、EITs の利点である。

#### <ブルガリアの気候変動政策の実施のための制度的構造>

ブルガリア環境水省環境戦略計画部 Daniela Stoytcheva 氏

中央ヨーロッパ諸国の排出削減の可能性は大きい。ブルガリアも、気候変動政策として、UNFCCC 及び京都議定書を批准し、国家環境戦略を策定している。2004 年には、気候変動に関する第 2 次国家行動計画を策定した。共同実施や EU ETS、国際排出量取引への参加も視野に入れている。EU ETS が効果的な JI プロジェクトの実施にどれほどの可能性を与えられるのかはいまだ不明瞭ではあり、異なる取引制度の相互連携と補完性についても明確ではないが、中央ヨーロッパ諸国がこのようなメカニズムにさんかするための能力開発が必要である。

ブルガリアの気候変動関連制度としては、環境水省（MoEW）、実行環境庁（EEA）、省間作業グループ（ImWG）及びエネルギー研究所（EI）がそれぞれ役割を分担している。インベントリーは、MoEW、EEA、及び EI が担当し、UNFCCC 国別報告は MoEW と EI が担当している。UNFCCC 及び京都議定書の国際交渉には、MoEW と外務省が担当する。共同実施（JI）については、MoEW

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

	<p>内に JI 担当部署を設立し、2 名の専門官を置いている。また、JI の運営委員会も設立されている。EU ETS は、MoEW と ImWG が担当し、国別配分計画のコンサルタントも参加する。グリーン投資スキーム (GIS) の担当は、MoEW と ImWG に加え、コンサルタントが行っている。</p> <p>将来的には、MoEW 内部に気候変動に関する部署を設立し、国家システムを構築する。また、JI トラック 1 及び GIS に参加し、更なる能力開発と一般市民の認知度向上を図る。法制度の整備も必要となるであろう。</p> <p>&lt; EU ETS &gt; 欧州委員会 Jürgen Salay 氏</p> <p>欧州委員会とその加盟国は、京都議定書を批准している締約国であり、したがってその排出削減目標の約束を達成するために、京都メカニズムに参加することができる。加えて、EU 加盟国は、JI 及び CDM に政府レベルでも、国内の他の法的主体 (企業など) を通して、参加することができる。そして、EU 内の企業は、EU ETS 及びその他の方法で、獲得した JI・CDM のクレジットを利用することができる。</p> <p>加盟国は、国際市場でクレジットを買い取ることもできるし、CDM 及び JI に参加して、京都議定書の約束達成を目指すことができるが、その割合は様々である。いずれにしても、EU ETS には透明なシステムは重要である。</p>
<p>主な質疑応答</p>	<p>Q : JI と EU ETS は、オーバーラップするものなのか？ A : ブルガリアもルーマニアも、省間委員会を設立し、世界銀行の専門的な支援を受けて、調整している。基本的に、交渉によって、解決すべき問題である。</p> <p>Q : アフリカへの技術移転の方法として、柔軟性メカニズムを活用できるのか？ A : グリーン投資スキーム (GIS) を活用する。その場合、モニタリングシステムが重要である。また、アフリカへの技術移転が行われた場合、アフリカ諸国によるユニラテラル CDM でクレジットを売却できるようになる。</p> <p>Q : カナダは、GIS について、(1) 相互ニーズを満たす柔軟なものであり、(2) ホスト国の状況で「greening」の定義も複合的に行い、(3) 目標もケース・バイ・ケースで設定する、と考えている。これを通じて獲得した余剰割当量を国際排出量取引市場で売却するつもりである。この場合、透明性が重要になるが、透明性が確保されない場合はどのように対処すべきか？ A : ブルガリアは、スイスとの MOU を例とすれば、透明性は確保されている。</p> <p>Q : JI を実施するための能力はあるのか？ A : 確かに JI 実施能力の向上は重要な要素である。その点について、ブルガリアは、オランダ及びデンマークから支援を受けている。</p> <p>Q : ソフト GIS の関連で、ソフトグリーンングプロジェクトからどの程度 AAU を獲得できるのか？</p>

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

	A：現時点で、どの程度と明確な数値を挙げることはできない。将来世代がどのように判断するかも予想できない。基本的には、交渉によるべきものと考えている。AAU の価格に反映されるので、ソフトグリーンングプロジェクトから得られる AAU の量については、考えなくてもよいはずである。
資料	なし

文責：元田 智也（財団法人地球環境センター）